

はっけん・たんけん・中川区まちの魅力発信隊規約

(名称)

第1条 本会は、はっけん・たんけん・中川区まちの魅力発信隊（以下「発信隊」）という。

(目的)

第2条 中川区内の歴史文化遺産を発掘し、区民が主体となった情報発信やふれあい・交流事業を行うことにより、中川区の歴史文化の魅力を発信していくことを目的とする。

(活動)

第3条 発信隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 「前田利家」の情報発信に関すること。
- (2) 中川区内の歴史、文化の情報発信に関すること。
- (3) 金沢市はじめ他都市との交流事業に関すること
- (4) その他中川区内の歴史、文化に関すること。

(会員・入会)

第4条 この会の会員は、発信隊の趣旨に賛同する者をもって組織し、新たに入会する者は入会申込書を代表に提出するものとする。

(会費)

第5条 この会の会費は一年につき1000円とし、ボランティア活動保険の掛け金を含むものとする。なお、年1回徴収し、月割り計算はしない。また、納入された会費は、理由を問わず返金されないこととする。

(退会)

第6条 会員は退会届を発信隊に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 3月の会議の前日までに退会を申し出たとき。

(役員)

第7条 発信隊に役員として次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表2名
- (3) 会計1名
- (4) 会計監査1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員が欠けた場合の補充構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表は発信隊を代表し、その業務を総括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはまたは欠席の時は、その職務を代理する。
- (3) 会計は発信隊の会計を掌る。
- (4) 会計監査は発信隊の事業及び会計を監査する。

(会議)

第9条 発信隊の会議は、総会が必要とした会議とし、代表が召集する。

2 総会は、年1回開催するものとし、議長は会長がこれにあたる。その他の会議は必要に応じて開催する。

(総会)

第10条 この会の総会は会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立するものとし、年に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員選任または解任
- (5) その他会の運営に必要と思われる事項

3 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事業報告書及び決算)

第11条 代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 発信隊の会計は、会費、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(慶弔金)

第13条 会員本人が死亡したとき、会計から弔慰金として1万円を支給する。

(ガイド運営協力金)

第14条 依頼元が旅行会社等で、営利目的で本会ガイドを利用する場合は、依頼元はガイド運営協力金を本会に支払うこととする。

(1) ガイド運営協力金の金額はガイド1名につき3,000円とし、ガイド1名で案内できる最大の人数は10名までとする。また、定点ガイドの場合、金額はガイド1名につき1,500円とし、ガイド1名で案内できる最大の人数は10名までとする。

(2) 参加人数に添乗員は含めない。

(3) 支払方法、支払期限は、依頼元とガイド担当者との取り決めによるものとする。

(4) (3)が履行されない場合、依頼元の意志に関わらず、本会がガイド予約を解除できる。

附則

1 この規約は、平成25年6月4日から施行する。

2 中川区歴史文化情報文化連絡会規約は、前項の日から廃止する。

3 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

7 この規約は、令和4年4月1日から施行する。